



# 和歌山市公報

令和4年（2022年）10月3日  
第1736号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

| 番号 |   | ページ |
|----|---|-----|
| 46 | 和歌山市消防団員服制規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（消防総務課） | 2   |

### 【告示】

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 347 | 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（自治振興課）                   | 4  |
| 348 | 生活保護法の規定による医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（生活支援第1課）                    | 4  |
| 349 | 生活保護法の規定による医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（生活支援第1課）                    | 5  |
| 350 | 生活保護法の規定により指定した医療機関からの変更の届出・・・・・・・・（生活支援第1課）                   | 5  |
| 351 | 生活保護法の規定により指定した医療機関からの廃止の届出・・・・・・・・（生活支援第1課）                   | 6  |
| 352 | 生活保護法の規定により指定した医療機関からの辞退の届出・・・・・・・・（生活支援第1課）                   | 6  |
| 353 | 生活保護法の規定による介護機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（生活支援第1課）                    | 6  |
| 354 | 生活保護法の規定により指定した介護機関からの変更の届出・・・・・・・・（生活支援第1課）                   | 7  |
| 355 | 生活保護法の規定により指定した介護機関からの廃止の届出・・・・・・・・（生活支援第1課）                   | 8  |
| 356 | 公示送達（令和4年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課） | 9  |
| 357 | 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）                           | 9  |
| 358 | 公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）                  | 9  |
| 359 | 公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・（保険総務課）                        | 10 |
| 360 | 公示送達（令和4年度随時第4期並びに第1期及び第2期介護保険料督促状）・・（介護保険課）                   | 10 |
| 361 | 健全化判断比率の公表・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）                                | 10 |
| 362 | 資金不足比率の公表・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）                                 | 11 |
| 363 | 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・（納税課）                             | 11 |
| 364 | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                           | 11 |
| 365 | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                           | 12 |
| 366 | 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                             | 13 |
| 367 | 指定福祉避難所の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）                          | 13 |
| 368 | 公示送達（市県民税普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状）・・・・（納税課）                     | 14 |
| 369 | 公示送達（令和4年度第2期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・（国保年金課）                        | 14 |
| 370 | 公示送達（令和4年度国民健康保険料納入通知書及び国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・（国保年金課）           | 14 |

### 【公告】

|   |  |    |
|---|--|----|
| ○ | 土地改良事業の計画の概要の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（耕地課）                     | 14 |
| ○ | 土地改良事業の計画の概要の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（耕地課）                     | 15 |
| ○ | 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（新型コロナウイルスワクチン接種調整課） | 16 |
| ○ | 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）                     | 18 |

|                                   |         |    |
|-----------------------------------|---------|----|
| ○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成       | （地籍調査課） | 18 |
| ○ 市有財産売却公告                        | （用地課）   | 18 |
| ○ 市有財産売却公告                        | （用地課）   | 20 |
| ○ 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧 | （地籍調査課） | 21 |
| ○ 道路位置の指定                         | （建築指導課） | 21 |

【 規 則 】

和歌山市消防団員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第46号

和歌山市消防団員服制規則の一部を改正する規則

和歌山市消防団員服制規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表活動服の項及び雨衣の項を次のように改める。

|     |    |    |  |
|-----|----|----|--|
| 活動服 | 上衣 | 地質 | 濃紺色の伸縮性を有した難燃性繊維及び導電性繊維の合成繊維織物とする。   |
|     |    | 製式 | 男性<br>長袖とし、前打合せファスナーとし、袖口はファスナー留めとする。<br>左右両肩に肩章を付ける。<br>胸部左右に各1個蓋付きのポケットを付け、胸部左のポケット上部に、「和歌山市消防団」とオレンジ色でネームを刺しゅうする。<br>両腕上部、胸部及び背面にオレンジ色を配する。<br>背面上部には、和歌山市消防団名を表示する。<br>形状は、図のとおりとする。 |
|     |    | 女性 | 打合せを右上前とするほかは、男性と同様とする。<br>形状は、図のとおりとする。   |
|     | 下衣 | 地質 | 上衣と同様とする。  |
|     |    | 製式 | 男性<br>長ズボンとする。<br>両側前方及び右側後方に各1個ポケットを付ける。<br>両側もも及び左側後方に各1個蓋付きのポケットを付ける。<br>両側もものポケットの蓋をオレンジ色とする。<br>腰部両側にサイズ調整用アジャスターを付ける。<br>形状は、図のとおりとする。   |
|     |    | 女性 | 前立てを右上前とし、腰部両側のサイズ調整用アジャスターをゴムとするほかは、男性と同様とする。<br>形状は、図のとおりとする。  |
| 雨衣  | 上衣 | 地質 | オレンジ色の合成繊維織物とする。   |
|     |    | 製式 | 立ち襟のフード付きとする。<br>前立ては、ファスナー及びホックを付ける。<br>左右にポケットを付ける。<br>背面上部には、和歌山市消防団名を表示する。<br>形状は、図のとおりとし、反射材を配する。   |
|     | 下衣 | 地質 | 上衣と同様とする。  |
|     |    | 製式 | 長ズボンとする。<br>形状は、図のとおりとし、反射材を配する。   |

別表バンドの項を次のように改める。

|     |      |  |
|-----|------|--|
| バンド | 制服用  | 濃紺色の合成繊維製とする。<br>前金具の中央に消防団き章を付ける。     |
|     | 活動服用 | オレンジ色の合成繊維製とする。<br>前金具は 2 本の金属製のピンとする。 |

別表備考 4 を削る。

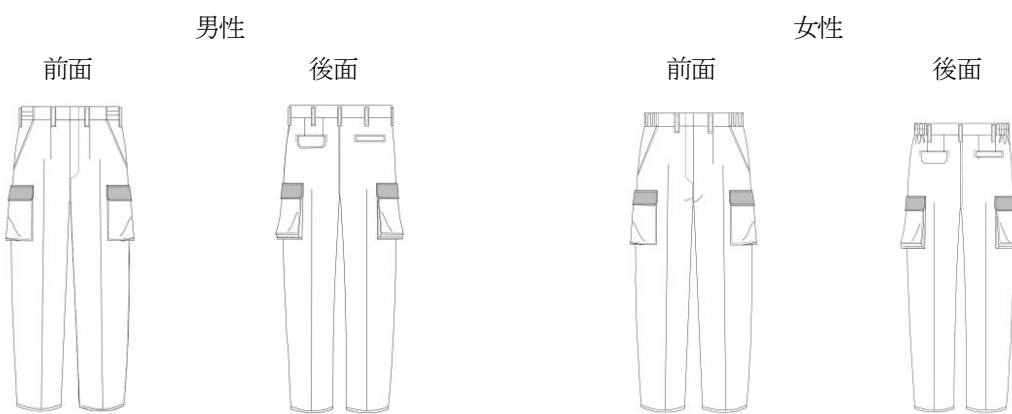
別表図活動服の部及び雨衣の部を次のように改める。

活動服

上衣

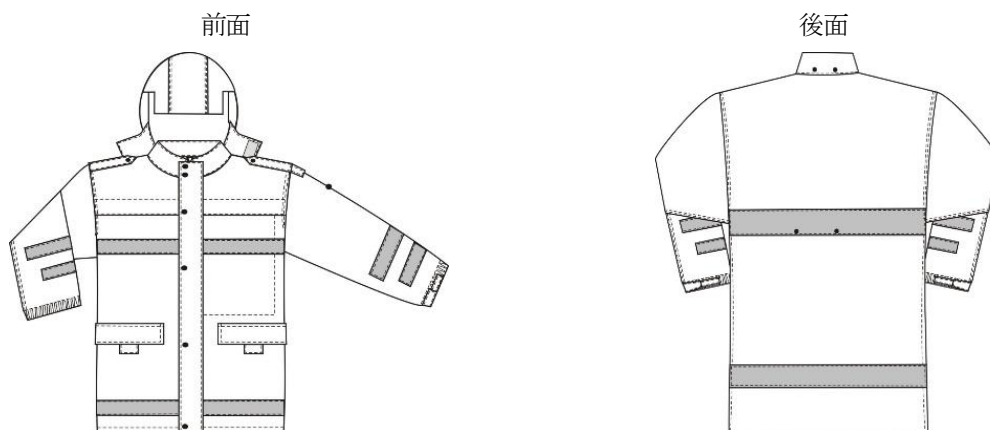


下衣



雨衣

上衣



下衣



附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市消防団員服制規則の規定により定められている服制については、当分の間、なお従前の例による。

（令和4年9月30日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第347号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 区分          | 変更事項           | 変更前                    | 変更後                   | 変更年月日         |
|-------------|----------------|------------------------|-----------------------|---------------|
| 紀の川台<br>自治会 | 代表者の氏<br>名及び住所 | 竹内一男<br>和歌山市六十谷1342-30 | 塩崎紘一<br>和歌山市直川2871-98 | 令和4年7<br>月17日 |

（令和4年9月20日揭示済）

和歌山市告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号     | 名称           | 所在地                     | 指定年月日    |
|----------|--------------|-------------------------|----------|
| 和薬新265-4 | エムハート薬局くるみ店  | 和歌山市園部596-16            | 令和4年4月1日 |
| 和薬新266-4 | フタツカ薬局キーノ和歌山 | 和歌山市東蔵前丁39 キーノ<br>和歌山3階 | 令和4年4月1日 |
| 和薬新268-4 | 真進堂薬局高松店     | 和歌山市西高松1丁目3-21<br>-1    | 令和4年5月1日 |
| 和薬新264-4 | リンドウ調剤薬局     | 和歌山市堀止東1丁目2-9           | 令和4年4月1日 |
| 和薬新267-4 | エバグリーン薬局四ヶ郷店 | 和歌山市加納295-1             | 令和4年5月6日 |
| 和医新487-4 | わかやま友田町クリニック | 和歌山市友田町4丁目130番          | 令和4年5月1日 |

|          |             |                         |          |
|----------|-------------|-------------------------|----------|
|          |             | 地 A t o w e r 2階207-2号室 |          |
| 和医新488-4 | みゆき内科クリニック  | 和歌山市西庄559-21            | 令和4年6月1日 |
| 和薬新269-4 | 善明寺薬局       | 和歌山市善明寺301番地            | 令和4年7月1日 |
| 和歯新216-4 | みなかた歯科クリニック | 和歌山市梶取239-1             | 令和4年9月1日 |
| 和医新489-4 | まえだクリニック    | 和歌山市西浜781-2             | 令和4年9月1日 |

(令和4年9月20日揭示済)

**和歌山市告示第349号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号    | 申請者の名称      | 主たる事務所の所在地                  | 指定事業所の名称       | 指定事業所の所在地                 | 指定年月日    |
|---------|-------------|-----------------------------|----------------|---------------------------|----------|
| 和訪新89-4 | フォレスト株式会社   | 和歌山市紀三井寺661-8 アバンセβ101号室    | クラシア訪問看護ステーション | 和歌山市紀三井寺661-8 アバンセβ101号室  | 令和4年4月1日 |
| 和訪新90-4 | 株式会社アンジュール  | 和歌山市和歌浦南3丁目1番17号            | アンジュールメディカルケア  | 和歌山市和歌浦南3丁目1番17号          | 令和4年4月1日 |
| 和訪新91-4 | 株式会社KDC     | 和歌山市出水44-5                  | 訪問看護ステーションきらら  | 和歌山市本町4丁目37 藤井ビル202       | 令和4年6月1日 |
| 和訪新92-4 | 株式会社Mc&W    | 京都市伏見区向島津田町102 第2長栄マンション104 | 訪問看護ステーションなごみ  | 和歌山市布施屋603-1 ベルハウスII205号室 | 令和4年6月1日 |
| 和訪新93-4 | 株式会社ライフサポート | 和歌山市六十谷414番地1号 シャルマンM202    | ライフサポート        | 和歌山市六十谷414番地1号 シャルマンM202  | 令和4年6月1日 |

(令和4年9月20日揭示済)

**和歌山市告示第350号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号     | 名称               | 変更事項  | 変更前              | 変更後          | 変更年月日    |
|----------|------------------|-------|------------------|--------------|----------|
| 和訪新57-29 | 敬愛訪問看護ステーション和歌山  | 所在地   | 和歌山市一筋目12小倉ビル3D号 | 和歌山市松島552-1  | 令和3年4月1日 |
| 和訪新69-31 | 楠見訪問看護ステーションすずらん | 所在地   | 和歌山市楠見中26-1      | 和歌山市楠見中296-4 | 令和4年2月1日 |
| 和訪新4     | いのうえケアセン         | 主たる事務 | 和歌山市湊4番地の        | 和歌山市湊通丁南     | 令和4年4    |

|             |                    |       |                  |                     |              |
|-------------|--------------------|-------|------------------|---------------------|--------------|
| －26         | ター訪問看護             | 所の所在地 | 1                | 4丁目5-3              | 月1日          |
| 和訪新4<br>－26 | いのうえケアセン<br>ター訪問看護 | 所在地   | 和歌山市湊4番地の<br>1   | 和歌山市土佐町2<br>丁目20-1  | 令和4年4<br>月1日 |
| 和訪新7<br>2-2 | 訪問看護ステーシ<br>ョンなごみ  | 所在地   | 和歌山市松江132<br>5-8 | 和歌山市松江東2<br>丁目1番72号 | 令和4年8<br>月8日 |

(令和4年9月20日揭示済)

**和歌山市告示第351号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号      | 名称           | 所在地                      | 廃止年月日     |
|-----------|--------------|--------------------------|-----------|
| 和薬新88-26  | エムハート薬局くるみ店  | 和歌山市園部596番地1<br>6号       | 令和4年3月31日 |
| 和薬新222-2  | フタツカ薬局キーノ和歌山 | 和歌山市東蔵前丁39 キーノ和歌山3階      | 令和4年3月31日 |
| 和薬新213-31 | 真進堂薬局高松店     | 和歌山市西高松1-5-4<br>丸岩ビル1階   | 令和4年4月30日 |
| 和薬新214-31 | リンドウ調剤薬局     | 和歌山市堀止東1-2-2<br>8        | 令和4年3月31日 |
| 和薬新176-27 | エバグリーン薬局四ヶ郷店 | 和歌山市加納295-1              | 令和4年5月5日  |
| 和医新454-31 | きつねじま歯科内科医院  | 和歌山市狐島615-16<br>6        | 令和3年7月29日 |
| 和薬新215-31 | 善明寺薬局        | 和歌山市善明寺301 テ<br>ナント民芸1階C | 令和4年6月30日 |
| 和歯新137-26 | 市川歯科医院       | 和歌山市十番丁15番地              | 令和4年5月1日  |

(令和4年9月20日揭示済)

**和歌山市告示第352号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号      | 名称              | 所在地                      | 辞退年月日    |
|-----------|-----------------|--------------------------|----------|
| 和歯新194-28 | 太田矯正歯科クリニ<br>ック | 和歌山市本町2丁目27番地 松屋<br>ビル3階 | 令和4年7月1日 |

(令和4年9月20日揭示済)

**和歌山市告示第353号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の名称       | 主たる事務所の所在地      | 指定事業所の名称     | 指定事業所の所在地       | サービスの種類                   | 指定年月日    |
|--------------|-----------------|--------------|-----------------|---------------------------|----------|
| 医療法人あさかクリニック | 和歌山市新庄<br>466-1 | 医療法人あさかクリニック | 和歌山市新庄<br>466-1 | 居宅療養管理指導                  | 令和4年4月1日 |
| 南方悠佑         | 和歌山市梶取<br>60-4  | みなかた歯科クリニック  | 和歌山市梶取<br>239-1 | 居宅療養管理指導・介護<br>予防居宅療養管理指導 | 令和4年9月1日 |

(令和4年9月20日揭示済)

### 和歌山市告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関より変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の名称           | 主たる事務所の所在地         | 指定事業所の名称         | 指定事業所の所在地                       | サービスの種類                      | 変更事項    | 変更前                          | 変更後                             | 変更年月日     |
|------------------|--------------------|------------------|---------------------------------|------------------------------|---------|------------------------------|---------------------------------|-----------|
| 株式会社橋善           | 堺市堺区市之町東<br>4丁1-20 | 敬愛訪問看護ステーション和歌山  | 和歌山市松島55<br>2-1                 | 訪問看護・介護予防訪問看護                | 事業所の所在地 | 和歌山市一筋目1<br>2 小倉ビル3D号        | 和歌山市松島55<br>2-1                 | 令和3年4月1日  |
| 有限会社すずらん         | 和歌山市楠見中2<br>95-5   | 楠見訪問看護ステーションすずらん | 和歌山市楠見中2<br>96-4                | 訪問看護・介護予防訪問看護                | 事業所の所在地 | 和歌山市楠見中2<br>6-1              | 和歌山市楠見中2<br>96-4                | 令和4年2月1日  |
| カインドメディケアルーフ株式会社 | 和歌山市湊通丁南<br>4丁目5-3 | いのうえケアセンター訪問看護   | 和歌山市土佐町2<br>丁目20-1              | 訪問看護・介護予防訪問看護                | 開設者の所在地 | 和歌山市湊4番地の1                   | 和歌山市湊通丁南<br>4丁目5-3              | 令和4年4月1日  |
| カインドメディケアルーフ株式会社 | 和歌山市湊通丁南<br>4丁目5-3 | いのうえケアセンター訪問看護   | 和歌山市土佐町2<br>丁目20-1              | 訪問看護・介護予防訪問看護                | 事業所の所在地 | 和歌山市湊4番地の1                   | 和歌山市土佐町2<br>丁目20-1              | 令和4年4月1日  |
| 株式会社おたすけママ       | 和歌山市湊通丁南<br>1-3-10 | ケアチームおたすけママ      | 和歌山市湊通丁南<br>1-8<br>ハイツ紀ノ国2号館101 | 訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス | 事業所の所在地 | 和歌山市湊通丁南<br>1-3-1 ル・シャトー真砂3D | 和歌山市湊通丁南<br>1-8<br>ハイツ紀ノ国2号館101 | 令和4年5月11日 |
| 株式会社             | 和歌山市               | 春風会              | 和歌山市                            | 訪問介護・予                       | 事業所     | 和歌山市                         | 和歌山市                            | 令和3       |

|              |                           |                             |                             |                                    |                 |                      |                             |                  |
|--------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------|----------------------|-----------------------------|------------------|
| 春風会          | 和歌浦中<br>1丁目1<br>-15       |                             | 和歌浦中<br>1丁目1<br>-15         | 防給付型訪問<br>サービス・生<br>活支援型訪問<br>サービス | の所在<br>地        | 和歌浦東<br>4丁目3<br>-51  | 和歌浦中<br>1丁目1<br>-15         | 年4月<br>1日        |
| 関戸運輸<br>株式会社 | 和歌山市<br>福島42<br>9番地の<br>3 | 訪問看護<br>ステーシ<br>ョンなご<br>み   | 和歌山市<br>松江東2<br>丁目1番<br>72号 | 訪問看護・介<br>護予防訪問看<br>護              | 事業所<br>の所在<br>地 | 和歌山市<br>松江13<br>25-8 | 和歌山市<br>松江東2<br>丁目1番<br>72号 | 令和4<br>年8月<br>8日 |
| 関戸運輸<br>株式会社 | 和歌山市<br>福島42<br>9番地の<br>3 | 訪問介護<br>ステーシ<br>ョンなご<br>みの里 | 和歌山市<br>松江東2<br>丁目1番<br>72号 | 訪問介護                               | 事業所<br>の所在<br>地 | 和歌山市<br>松江13<br>25-8 | 和歌山市<br>松江東2<br>丁目1番<br>72号 | 令和4<br>年8月<br>8日 |

(令和4年9月20日揭示済)

## 和歌山市告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の<br>名称  | 主たる事務所の所<br>在 地                             | 指定事業所の名<br>称                | 指定事業所の所<br>在 地                           | サービスの種類                   | 廃止年月<br>日         |
|-------------|---|-----------------------------|--|---------------------------|-------------------|
| 株式会社<br>ミック | 愛知県名古屋市中<br>村区名駅3丁目2<br>8番12号               | エムハート薬局<br>くるみ店             | 和歌山市園部5<br>96番地16号                       | 居宅療養管理指導・介護<br>予防居宅療養管理指導 | 令和4年<br>3月31<br>日 |
| 株式会社<br>大新堂 | 兵庫県神戸市中央<br>区小野柄通7-1<br>-1 日本生命三<br>宮駅前ビル9階 | フタツカ薬局キ<br>ーノ和歌山            | 和歌山市東蔵前<br>丁39 キーノ<br>和歌山3階              | 居宅療養管理指導・介護<br>予防居宅療養管理指導 | 令和4年<br>3月31<br>日 |
| 株式会社<br>真進堂 | 和歌山市新高町8<br>-19                             | 真進堂薬局高松<br>店                | 和歌山市西高松<br>1-5-4 丸<br>岩ビル1階              | 居宅療養管理指導・介護<br>予防居宅療養管理指導 | 令和4年<br>4月30<br>日 |
| 有限会社<br>サンミ | 兵庫県相生市緑ヶ<br>丘3-2-19                         | リンドウ調剤薬<br>局                | 和歌山市堀止東<br>1-2-28                        | 居宅療養管理指導・介護<br>予防居宅療養管理指導 | 令和4年<br>3月31<br>日 |
| 株式会社<br>三原色 | 湯浅町大字湯浅1<br>780                             | エバグリーン薬<br>局四ヶ郷店            | 和歌山市加納2<br>95-1                          | 居宅療養管理指導・介護<br>予防居宅療養管理指導 | 令和4年<br>5月5日      |
| 葛城勝彦        | 岩出市金池452<br>番地の14                           | きつねじま歯科<br>内科医院             | 和歌山市狐島6<br>15-166                        | 居宅療養管理指導・介護<br>予防居宅療養管理指導 | 令和3年<br>7月29<br>日 |
| きずな株<br>式会社 | 和歌山市南牛町1<br>0番地                             | ケアセンターき<br>ずな 居宅介護<br>支援事業部 | 和歌山市舟津町<br>4丁目17番地<br>グランハイツフ<br>ァミール801 | 居宅介護支援                    | 令和4年<br>6月30<br>日 |
| きずな株        | 和歌山市南牛町1                                    | ケアセンターき                     | 和歌山市舟津町                                  | 訪問介護、予防給付型訪               | 令和4年              |



|             |                              |                |                                |                           |                    |
|-------------|------------------------------|----------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------|
| 株式会社        | 0番地                          | ずな 訪問介護<br>事業部 | 4丁目17番地<br>グランハイツフ<br>ファミール801 | 問サービス、生活支援型<br>訪問サービス     | 6月30<br>日          |
| 井上龍介        | 大阪府泉南郡熊取<br>町野田4丁目20<br>36-8 | 善明寺薬局          | 和歌山市善明寺<br>301 テナン<br>ト民芸1階C   | 居宅療養管理指導・介護<br>予防居宅療養管理指導 | 令和4年<br>6月30<br>日  |
| 医療法人<br>史の会 | 和歌山市北新地裏<br>田町1-1            | 老人保健施設松<br>寿苑  | 和歌山市北新地<br>裏田町1-1              | 居宅介護支援                    | 平成19<br>年2月1<br>4日 |

(令和4年9月20日揭示済)

**和歌山市告示第356号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年9月21日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度    | 種別                             | 備考                           |
|-------|--------------------------------|------------------------------|
| 令和4年度 | 介護保険料納入通知書<br>介護保険料納入通知書（特別徴収） | 令和4年度第3期の納期は、令和4年10月3日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和4年9月21日揭示済)

**和歌山市告示第357号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年9月21日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月21日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号   | 路線名     | 区域変更の区間                              | 旧新別 | 延長<br>(m) | 幅員<br>(m)         |
|--------|---------|--------------------------------------|-----|-----------|-------------------|
| 34-102 | 小倉102号線 | 和歌山市新庄332番1地先<br>～<br>和歌山市新庄332番11地先 | 旧   | 38.8      | 3.60<br>～<br>3.90 |
|        |         |                                      | 新   | 38.8      | 6.00<br>～<br>6.80 |

(令和4年9月21日揭示済)

**和歌山市告示第358号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年9月22日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度    | 種別         |
|-------|------------|
| 令和4年度 | 後期高齢者医療保険料 |

(別紙省略)

(令和4年9月22日揭示済)

### 和歌山市告示第359号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年9月22日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度    | 種別         | 備考                   |
|-------|------------|----------------------|
| 令和4年度 | 後期高齢者医療保険料 | 納期は、令和4年10月10日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和4年9月22日揭示済)

### 和歌山市告示第360号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年9月22日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度    | 期別                  | 種別    | 備考                         |
|-------|---------------------|-------|----------------------------|
| 令和4年度 | 随時第4期<br>第1期<br>第2期 | 介護保険料 | 督促状の指定納付期限を令和4年9月30日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和4年9月22日揭示済)

### 和歌山市告示第361号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

令和4年9月26日

和歌山市長 尾花正啓

(単位 %)

| 実質赤字比率          | 連結実質赤字比率        | 実質公債費比率           | 将来負担比率               |
|-----------------|-----------------|-------------------|----------------------|
| —<br>( 11. 25 ) | —<br>( 16. 25 ) | 9. 6<br>( 25. 0 ) | 107. 7<br>( 350. 0 ) |

[ 20.00 ]

[ 30.00 ]

[ 35.0 ]

備考（）内は早期健全化基準、〔〕内は財政再生基準である。

(令和4年9月26日揭示済)

**和歌山市告示第362号**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

令和4年9月26日

和歌山市長 尾花正啓

(単位 %)

| 特別会計の名称      | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 卸売市場事業特別会計   | —      | 20.0    |
| 土地造成事業特別会計   | —      |         |
| 漁業集落排水事業特別会計 | —      |         |
| 農業集落排水事業特別会計 | —      |         |
| 水道事業会計       | —      |         |
| 工業用水道事業会計    | —      |         |
| 下水道事業会計      | —      |         |

(令和4年9月26日揭示済)

**和歌山市告示第363号**

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年9月27日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和4年9月27日揭示済)

**和歌山市告示第364号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年9月28日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所              | 移動し、保管した年月日     |
|------------------------|-----------------|
| J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和4年9月2日及び同月10日 |
| J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 令和4年9月8日        |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域   | 令和4年9月6日        |

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車                           | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年9月28日揭示済)

**和歌山市告示第365号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年9月28日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所         | 移動し、保管した年月日                    |
|-------------------|--------------------------------|
| 和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場 | 令和4年9月1日、同月5日、同月6日、同月8日及び同月14日 |

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車                           | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年9月28日揭示済)

## 和歌山市告示第366号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月28日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和4年9月29日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

| 放置されていた場所                               | 移動し、保管した年月日                          | 移動し、保管した旨を告示した年月日 |
|---|--------------------------------------|-------------------|
| JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域                   | 令和4年6月3日及び同月11日                      | 令和4年6月28日         |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域                    | 令和4年6月7日                             | 令和4年6月28日         |
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、紀和駅前公園、本町公園及び中団地第2児童遊園 | 令和4年6月1日、同月6日、同月8日、同月9日、同月10日及び同月13日 | 令和4年6月28日         |

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年9月28日揭示済)

## 和歌山市告示第367号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項及び災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第2項の規定により、指定福祉避難所を指定したので、災害対策基本法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

| 名称                     | 所在地          | 受入対象者       | その他市長が必要と認める事項 |
|------------------------|--------------|-------------|----------------|
| 特別養護老人ホーム第2みどりが丘ホームⅠ・Ⅱ | 和歌山市土佐町3丁目25 | 要介護者、肢体不自由者 |                |

(令和4年9月29日揭示済)

**和歌山市告示第368号**

市県民税普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和4年9月30日揭示済)

**和歌山市告示第369号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度    | 期(月)別 | 種別      | 備考                         |
|-------|-------|---------|----------------------------|
| 令和4年度 | 第2期   | 国民健康保険料 | 督促状の指定納期限を令和4年10月11日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和4年9月30日揭示済)

**和歌山市告示第370号**

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度    | 種別           | 備考                   |
|-------|--------------|----------------------|
| 令和4年度 | 国民健康保険料納入通知書 | 納期は、令和4年10月24日に変更する。 |
| 令和4年度 | 国民健康保険料更正通知書 | 納期は、令和4年10月24日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和4年9月30日揭示済)

**【 公 告 】**

和歌山市平尾地区の一部を受益地域（別紙のとおり）とするため池等整備事業（取子上池地区）を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第5項において準用する同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業 取子上池地区土地改良事業計画概要書

2 縦覧期間

令和4年9月20日から同年10月20日まで

3 縦覧場所

和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

4 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出

ア 宛先

和歌山市長 尾花正啓

イ 提出先

和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

(2) 意見書の提出期限

令和4年10月20日

(3) 記載事項

ア 意見提出者が個人である場合にあっては住所及び氏名、法人である場合にあっては法人名及び所在地

イ 意見の内容及び理由

(4) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、使用する言語は日本語に限ります。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

(別紙)

[受益地域]

| 市町村名 | 大字名 | 字名 | 地域   | 備考 |
|------|-----|----|------|----|
| 和歌山市 | 平尾  |    | 一部の田 |    |
|      | 塩ノ谷 |    | 一部の田 |    |
|      | 明王寺 |    | 一部の田 |    |
|      | 木枕  |    | 一部の田 |    |

(令和4年9月20日揭示済)

和歌山市黒岩地区の一部を受益地域（別紙のとおり）とするため池等整備事業（新池（黒岩）地区）を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第5項において準用する同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年9月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業 新池（黒岩）地区土地改良事業計画概要書

2 縦覧期間

令和4年9月20日から同年10月20日まで

3 縦覧場所

和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

4 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出

ア 宛先

和歌山市長 尾花正啓

イ 提出先

和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

(2) 意見書の提出期限

令和4年10月20日

(3) 記載事項

ア 意見提出者が個人である場合にあっては住所及び氏名、法人である場合にあっては法人名及び所在地

イ 意見の内容及び理由

(4) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、使用する言語は日本語に限りませ

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

(別紙)

[受益地域]

| 市町村名 | 大字名 | 字名 | 地域     | 備考 |
|------|-----|----|--------|----|
| 和歌山市 | 黒岩  |    | 一部の田、畑 |    |
|      | 大河内 |    | 一部の田、畑 |    |
|      | 南畑  |    | 一部の田、畑 |    |

(令和4年9月20日揭示済)

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和4年9月26日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

和歌山市に居住する5歳以上の者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げるもの（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

|  |         |
|--|---------|
| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） | 12歳以上の者 |
|--|---------|



|   |   |
|---|---|
| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。） | 12歳以上の者                                   |
| コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）        | 18歳以上の者（18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。） |
| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）     | 1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者                    |
| 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）                           | 12歳以上の者                                   |

## (2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げるもの（既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

|   |             |
|---|-------------|
| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）                      | 12歳以上の者     |
| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。） | 18歳以上の者     |
| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）     | 5歳以上12歳未満の者 |
| 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）                           | 18歳以上の者     |

## (3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げるもの（既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

|   |   |
|---|---|
| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）                      | 18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。） |
| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。） | 18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。） |

## (4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち

同表の右欄に掲げるものに対して接種すること。

|   |         |
|---|---------|
| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）                     | 18歳以上の者 |
| コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（（1）及び（2）に掲げるものを除く。））であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。） | 12歳以上の者 |

（令和4年9月26日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年9月27日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                             |
|---|--|
| 和歌山市満屋字上澤1番1、3番2、5番1、6番1、6番2、7番1、8番1、11番1、44番1、46番1、49番、里道、水路                               | 和歌山市太田2丁目8番11号<br>株式会社幸福建設<br>代表取締役 吉田梨絵     |
| 和歌山市満屋字上澤23番1、23番4、24番1、24番4、31番1、31番2、31番3、31番5、32番1、32番2、32番3、32番4、32番5、32番6、33番1、33番2、水路 | 大阪府岸和田市土生町5丁目2番12号<br>泉州土地株式会社<br>代表取締役 新川 元 |

（令和4年9月27日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

- 土地の所在・地番  
和歌山市中之島字上嶋344番2、同番3
- 筆界案を確認することができる場所  
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課  
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階  
電話 073-435-1075
- 筆界案を確認することができる者  
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 筆界案の作成者  
和歌山市
- 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和4年9月30日揭示済）

市有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年10月3日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 入札により売却する物件

| 物件番号           | 所在、地番           | 地目 | 地積      | 最低入札予定価格   |
|----------------|-----------------|----|---------|------------|
| 1              | 和歌山市善明寺字深田348番1 | 宅地 | 183.01㎡ | 3,820,000円 |
| 備考：現状有姿のままでの売却 |                 |    |         |            |

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、「善明寺地区内における旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条に規定する地域改善対策特定事業の協力者」等の個人とします（親族2人以上の連名による入札参加も可能とします。）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 法人
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市職員
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

## 3 契約条項を示す期間及び場所

期間 令和4年10月3日（月）から同月20日（木）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで

場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎4階 用地課

## 4 参加申込みの受付

期間 令和4年10月18日（火）から同月20日（木）まで  
午後2時00分から午後4時30分まで

場所 和歌山市善明寺361-3 善明寺文化会館

## 5 入札執行の日時及び場所

1に示した物件について、次のとおり入札及び開札を行う。

| 物件番号 | 日時                       | 場所                        |
|------|--------------------------|---------------------------|
| 1    | 令和4年11月16日（水）<br>午後1時30分 | 善明寺文化会館<br>(和歌山市善明寺361-3) |

## 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する額を入札保証金として納付すること。

落札者は、契約締結時までに落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約締結時までに落札金額を全額納付する場合契約保証金は不要とする。

## 7 入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項

無効とする。

## 8 入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項

無効とする。

## 9 契約の締結についての議会の議決の要否

否

## 10 契約書の作成の要否

要

## 1 1 郵便による入札書の提出の可否

否

## 1 2 その他

詳細は市有地売払い案内による。

(令和4年10月3日掲示済)

市有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年10月3日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 入札により売却する物件

| 物件番号                                   | 所在、地番           | 地目 | 地積     | 最低入札予定価格 |
|--|-----------------|----|--------|----------|
| 1                                      | 和歌山市平井字白地免847番1 | 宅地 | 61.83㎡ | 627,000円 |
| 備考：現状有姿のままでの売却。個人の給水管が布設されているおそれがあります。 |                 |    |        |          |

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、「平井地区内における旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条に規定する地域改善対策特定事業の協力者」等の個人とします（親族2人以上の連名による入札参加も可能とします。）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

## (1) 法人

## (2) 市税等を滞納している者

## (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市職員

## (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するもの

## (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

## 3 契約条項を示す期間及び場所

期間 令和4年10月3日（月）から同月20日（木）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎4階 用地課

## 4 参加申込みの受付

期間 令和4年10月18日（火）から同月20日（木）まで

午前9時00分から午前11時30分まで

場所 和歌山市平井72-1 平井文化会館《平井ふれあいセンター》

## 5 入札執行の日時及び場所

1に示した物件について、次のとおり入札及び開札を行う。

| 物件番号 | 日時                        | 場所                                 |
|------|---------------------------|------------------------------------|
| 1    | 令和4年11月16日（水）<br>午前11時00分 | 平井文化会館《平井ふれあいセンター》<br>(和歌山市平井72-1) |

## 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する額を入札保証金として納付すること。

落札者は、契約締結時までに落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約締結時までに落札金額を全額納付する場合契約保証金は不要とする。

- 7 入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項  
無効とする。
- 8 入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項  
無効とする。
- 9 契約の締結についての議会の議決の要否  
否
- 10 契約書の作成の要否  
要
- 11 郵便による入札書の提出の可否  
否
- 12 その他  
詳細は市有地売払い案内による。

(令和4年10月3日揭示済)

和歌山市北出島の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和4年10月3日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和4年10月3日から同月24日まで（21日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市役所 北出島有家西集会所（和歌山市北出島142-12）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1 アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市役所 北出島有家西集会所においては令和4年10月3日から同月14日までの間（同月9日及び同月10日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所 地籍調査課においては同月17日から同月24日までの間（同月22日及び同月23日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

(令和4年10月3日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年10月3日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定年月日<br>指定番号          | 地名地番   | 申請者住所氏名   | 道路幅員×延長<br>総延長                         |
|------------------------|--|---|--|
| 令和4年9月30日<br>和建指第2715号 | 和歌山市西小二里1丁目558番1の一部、558番4の一部、558番5、558番6の一部、558番7の一部 | 和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階<br>ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社<br>代表取締役 山田 茂 | 6.00m×36.64m<br>5.00m×34.64m<br>71.28m |

(令和4年10月3日揭示済)